

財団法人 日本ハンドボール協会 運営役員登録規程

(目的)

第1条 本規程は、財団法人日本ハンドボール協会(以下「本協会」という)役員、委員会委員及び本協会寄附行為第32条に基づく加盟団体の運営役員(以下単に「役員」という)の登録について定める。

(義務)

第2条 本協会及び本協会加盟団体を構成する役員は、本規程の定めるところにより本協会に登録しなければならない。

(区分)

第3条 本規程による役員登録の区分は、以下の通りとする。

1. 日本協会役員

会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、参事、監事、委員((財)日本ハンドボール協会委員会規程に定める委員会委員、及び専門委員会委員)

顧問、参与

評議員

その他日本協会役員に就任した者

2. 加盟団体

会長、副会長、理事長(部長、委員長)、副理事長、常務(常任)理事、理事、監(幹)事、監査、顧問、参与、など

その他加盟団体役員に就任した者

(登録の手続き)

第4条 登録の申請は、日本協会所定の様式により、別に定める登録料を添えて行うものとする。

(重複登録)

第5条 登録申請をしようとするものが、本協会、都道府県ハンドボール協会と全国的組織を持つ本協会加盟団体とに重複して関与する場合、それぞれについて登録する。

ただし、登録料は最上額のみとする。登録料が同額の場合、本協会、各都道府県協会、各全国連盟の順で支払うべき団体とする。

(申請期間)

第6条 本協会への登録申請は、毎年4月1日から5月31日までに行うこととする。申請期限を過ぎた場合、本協会はその申請を受理し、当該年度役員として認める。

(有効期間)

第7条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(登録の拒否または取り消し)

第8条 登録に虚偽や誤りがあったり、合法的であってもスポーツマンシップに反すると本協会が認めるときには、登録を拒否または取り消すことがある。

(登録金)

第9条 1. 本協会に納入する登録金は、別表の通りとする。ただし、正規職業を定年退職等により、大幅に収入が減少した高額登録金の役員に対しては、自己申告によりこれを半額にすることができる。
2. 名誉、最高など冠の付いた役職については、冠を除いた役職と同額とする。

(登録審査委員会)

第10条 本協会は、本規程施行上の問題を処理するため、登録審査委員会を設ける。委員の数は若干名とし、必要に応じて委員長が召集する。

(改廃及び施行)

第11条 本規程の改廃は、本協会理事会の議決による。

付則

本規程は平成11年4月1日より施行する。

本規程は平成12年4月1日一部改正。